

予算・税制に係る公的制度の基準額・閾値の点検・見直しに関する
関係府省庁連絡会議の開催について

令和7年6月26日
関係府省庁申合せ
令和7年9月30日
一部改正案

- 1 物価上昇に合わせた予算・税制に係る公的制度の基準額や閾値の省庁横断的・網羅的な点検・見直しについて、関係府省庁間の緊密な連携を確保し、その円滑な実施を図るため、予算・税制に係る公的制度の基準額・閾値の点検・見直しに関する関係府省庁連絡会議（以下「会議」という。）を開催する。
- 2 会議の構成は、別紙のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
- 3 会議の庶務は、総務省自治財政局及び自治税務局、財務省主計局及び主税局その他の関係行政機関の協力を得て、内閣府政策統括官（経済社会システム担当）において処理する。
- 4 前三項に掲げるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

予算・税制に係る公的制度の基準額・閾値の点検・見直しに関する関係府省庁連絡会議 構成

議 長 内閣官房副長官補（内政担当）
副 議 長 内閣府政策統括官（経済社会システム担当）
構 成 員 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
内閣府大臣官房長
警察庁長官官房長
金融庁総合政策局長
消費者庁次長
こども家庭庁長官官房長
デジタル庁戦略・組織グループ統括官
復興庁統括官
総務省大臣官房長
法務省大臣官房長
外務省大臣官房長
財務省大臣官房長
文部科学省大臣官房長
厚生労働省大臣官房長
農林水産省大臣官房長
経済産業省大臣官房長
国土交通省大臣官房長
環境省大臣官房長
防衛省大臣官房長
オブザーバー 総務省大臣官房審議官（財政制度・財務担当）
総務省大臣官房審議官（税務担当）
財務省主計局次長
財務省大臣官房審議官（主税局担当）